

AvanStrate 株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
社債権者集会招集公告

第 2 回無担保社債の社債権者 各位

平成 27 年 9 月 10 日

AvanStrate 株式会社

AvanStrate 株式会社(以下「当社」といいます。)第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード:JP310532BAB7)(以下「本社債」といいます。)に関して、会社法第 717 条の規定に基づき、下記のとおり社債権者集会(以下「本社債権者集会」といいます。)を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。

記

1. 日時 平成 27 年 10 月 2 日(金曜日)午後 3 時
2. 場所 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル 5 階
TKP 神田駅前ビジネスセンター カンファレンスルーム 5C
3. 目的事項
本社債の社債要項の一部を変更する件

(1) 議案の内容

本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率 年 3.02 パーセント	4. 利率 <u>(1) 払込期日から平成 27 年 11 月 5 日まで</u> <u>は年 3.02 パーセント、(2) 平成 27 年 11</u> <u>月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年</u> <u>5.55 パーセント</u>

9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成 27 年 11 月 5 日に<u>その総額を償還する。</u> (新設)	9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、①平成 27 年 11 月 5 日に<u>各本社債につき金 323 万円、②平成 28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 1 回償還金額(第(7)号において定義する。)、③平成 29 年 1 月 31 日(以下「平成 28 年度第 2 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 2 回償還金額(第(7)号において定義する。)、④平成 29 年 7 月 31 日(以下「平成 29 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 29 年度第 1 回償還金額(第(7)号において定義する。)、⑤平成 29 年 10 月 31 日に各本社債につきその残額の総額を償還する。</u> <u>ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。</u> (2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 27 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。 (3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)の前 25 日以上 60 日以内に期限前償還しようとする旨その他の必要な事項を第 15 項に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。
--	--

(2) 本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (新設)	(4) <u>本社債の償還の方法および期限が、平成 27 年 11 月 5 日に本社債の元金の総額を償還する方法から、第(1)号に定められた方法および期限に変更されたことに鑑み、当社は第(2)号に定める期限前償還の実施を誠実に検討し、その償還原資確保(外部資金調達を含むが、これに限られない。)のため最大限の努力をする。</u> (5) 本社債を償還すべき日(ただし、<u>期限前償還される場合については期限前償還期日。</u>以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (6) 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (7) <u>本要項において、「平成 28 年度第 1 回償還金額」、「平成 28 年度第 2 回償還金額」および「平成 29 年度第 1 回償還金額」は、それぞれ以下の規定に従い計算される金額を意味するものとする。ただし、かかる計算に際しては、1 万円未満は切り捨てるものとする。</u> ① <u>平成 28 年度第 1 回償還金額</u> <u>当社の平成 28 年 3 月期有価証券報告書に記載される平成 28 年 3 月期に係る連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額(以下に定義する。)</u>および<u>当社の平成 28 年 3 月期半期報告書に記</u>
--	--

	<u>載される平成 27 年 9 月 30 日に</u> <u>終了する中間連結会計期間に</u> <u>係る中間連結キャッシュ・フロ</u> <u>ー計算書におけるフリーキャ</u> <u>ッシュフロー金額を使用して</u> <u>算出される、平成 28 年 3 月期</u> <u>下半期(平成 27 年 10 月 1 日か</u> <u>ら平成 28 年 3 月 31 日までの期</u> <u>間をいう。)</u>に係る当社の連結 財務数値によるフリーキャッ シュフローの金額(ただし、計 算の結果算出された金額が負 の値となるときは、零とする。) に 0.70 を乗じた金額(以下「平 成 28 年 3 月期調整フリーキャ ッシュフロー金額」とい う。)(ただし、当社の平成 28 年 3 月期有価証券報告書におけ る連結貸借対照表上の平成 28 年 3 月 31 日現在の現金及び預 金残高から、平成 28 年 3 月期 調整フリーキャッシュフロー 金額を控除した金額が 20 億円 を下回る場合は、当該現金及び 預金残高から 20 億円を控除し た金額とし、当該現金及び預金 残高が 20 億円以下であるとき は零とする。)に、第 2 回無担 保社債負債割合(以下で定義す る。)を乗じた金額を、平成 28 年 3 月 31 日(以下「平成 28 年度 第 1 回償還基準日」という。)時 点において残存する各本社債 の数で除した金額 ② 平成 28 年度第 2 回償還金額 当社の平成 29 年 3 月期半期報
--	---

	<u>告書に記載される平成 28 年 9 月 30 日に終了する中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額(ただし、当該フリーキャッシュフロー金額が負の値となるときは、零とする。)</u>に 0.70 を乗じた金額(以下「平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額」という。)(ただし、当社の平成 29 年 3 月期半期報告書における連結貸借対照表上の平成 28 年 9 月 30 日現在の現金及び預金残高から、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額を控除した金額が 20 億円を下回る場合は、当該現金及び預金残高から 20 億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が 20 億円以下であるときは零とする。)に、第 2 回無担保社債負債割合を乗じた金額を、平成 28 年 9 月 30 日(以下「平成 28 年度第 2 回償還基準日」という。)時点において残存する各本社債の数で除した金額 <u>③ 平成 29 年度第 1 回償還金額</u> 当社の平成 29 年 3 月期有価証券報告書に記載される平成 29 年 3 月期に係る連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額および当社の平成 29 年 3 月期半期報告書に記載される平成 28 年
--	--

	<u>9 月 30 日に終了する中間連結</u> <u>会計期間に係る中間連結キャ</u> <u>ッシュ・フロー計算書における</u> <u>フリーキャッシュフロー金額</u> <u>を使用して算出される、平成 29</u> <u>年 3 月期下半期(平成 28 年 10</u> <u>月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日</u> <u>までの期間をいう。)</u>に係る当 社<u>の連結財務数値によるフリ</u> ー<u>キャッシュフローの金額(た</u> だ<u>し、計算の結果算出された額</u> が<u>負の値となるときは、零とす</u> る。<u>)に 0.70 を乗じた額(以下</u> 「<u>平成 29 年 3 月期調整フリーキ</u> <u>ャッシュフロー金額</u>」とい う。<u>)</u>(ただし、当社の平成 29 年 3 月期有価証券報告書におけ る<u>連結貸借対照表上の平成 29</u> 年 3 月 31 日現在の現金及び預 金残高から、平成 29 年 3 月期 調整フリーキャッシュフロー 金額を控除した金額が 20 億円 を下回る場合は、当該現金及び 預金残高から 20 億円を控除し た金額とし、当該現金及び預金 残高が 20 億円以下であるとき は零とする。)に、第 2 回無担 保社債負債割合を乗じた金額 を、平成 29 年 3 月 31 日(以下「平 成 29 年度第 1 回償還基準日」と いう。)時点において残存する 各本社債の数で除した金額 <u>上記①ないし③において、「フリー</u> <u>キャッシュフロー金額」とは、当社</u> <u>連結キャッシュ・フロー計算書ま</u> <u>たは当社中間連結キャッシュ・フ</u>
--	--

	<u>ロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの金額と投資活動によるキャッシュ・フローの金額を合計した金額を意味するものとする。</u> <u>上記①ないし③において、「第2回無担保社債負債割合」とは、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日の各基準日において、当該基準日時点における本社債の未償還元金の総額を、①当該基準日時点における本社債およびAvanstrate株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISINコード:JP310532AAB9)(以下「第1回債」という。)の未償還元金の総額と②当該基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高(以下に定義する。)の合計金額(以下「金融負債総額」という。)で除した数値(小数点以下第5位を四捨五入する。)を意味するものとする。</u> <u>本要項において、「対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高」とは、①当社と株式会社三菱東京UFJ銀行その他の金融機関との間で締結された平成22年12月24日付金銭消費貸借契約(その後の変更を含む。)のトランシェBおよびトランシェCに係る未弁済元本残高、②当社の連結子会社であるAVANSTRATE KOREA INC.と株式会社三菱東京UFJ銀行その他の金融機関との間で締結された平成22年</u>
--	--

	<u>12月17日付LOAN AGREEMENT(その後の変更を含む。)</u>に係る未弁済元本残高ならびに③当社とHOYA株式会社との間で締結された平成26年6月20日付金銭消費貸借契約(その後の変更を含む。)に係る未弁済元本残高の合計額を意味するものとする。 <u>(8) 当社は、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日および平成29年度第1回償還期日のそれぞれ20日前までに、平成28年度第1回償還期日および平成28年度第1回償還金額、平成28年度第2回償還期日および平成28年度第2回償還金額、平成29年度第1回償還期日および平成29年度第1回償還金額をそれぞれ公告するものとする。また、当社は、平成28年3月期有価証券報告書、平成29年3月期半期報告書および平成29年3月期有価証券報告書それぞれにおいて、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日の各基準日における①本社債および第1回債のそれぞれの未償還元金の総額ならびに②対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高(第(7)号に規定する各未弁済元本残高を含む。)</u>を開示するものとする。 <u>(9) 当社は、平成27年10月31日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済は、①平成28年度第1回償還期日、②平成28年</u>
--	---

	度第2回償還期日、③平成29年度第1回償還期日および④平成29年10月31日の各償還期日と同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成28年3月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成29年3月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成29年3月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日のそれぞれの時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高割合(各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高を、各基準日時点における金融負債総額で除した数値(小数点以下第5位を四捨五入する。)をいう。)を乗じた額を、(ii)上記④の場合においては、当該時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を、それぞれ弁済する方法によってのみ行うものとし、上記以外の期日および方法による対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済を行わないものとする。
10. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月5日および11月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払	10. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成27年11月5日までは、毎年5月5日および11月5日の2回に各その日まで

う。ただし、<u>半か年に満たない</u>利息を計算するときは、<u>その半か年間</u>の日割でこれを計算する。 (中略) (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から 5 銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、第 4 項所定の利率による遅延損害金をつける。 (後略)	<u>の前半か年分を支払い、平成 27 年 11 月 6 日以降は、平成 28 年度第 1 回償還期日、平成 28 年度第 2 回償還期日、平成 29 年度第 1 回償還期日および平成 29 年 10 月 31 日に各その日までの分を半か年の利息として支払う。ただし、平成 28 年度第 1 回償還期日および平成 29 年 10 月 31 日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)</u>が半か年ではないために半か年と異なる利息を計算するときは、<u>1 年を 365 日としてかかる利息期間の実日数</u>の日割でこれを計算する。なお、<u>平成 28 年 1 月 31 日および平成 28 年 11 月 5 日においては、本社債の利息の支払いは行われない。</u> (中略) (3) 償還期日後は本社債の元金のうち当該償還期日において償還すべき金額には利息をつけない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から 5 銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、第 4 項所定の利率による遅延損害金をつける。 (後略)
12. 財務代理人 (中略)	12. 財務代理人 (中略)

(新設)	(4) 当社は、財務代理人に対して、平成 28 年度第 1 回償還期日、平成 28 年度第 2 回償還期日および平成 29 年度第 1 回償還期日のそれぞれ 12 銀行営業日前までに、平成 28 年度第 1 回償還金額、平成 28 年度第 2 回償還金額および平成 29 年度第 1 回償還金額をそれぞれ書面により通知するものとする。
13. 財務上の特約 (1) 担保提供制限 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、本項第 2 号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。 (新設) (2) その他の条項 本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標	13. 財務上の特約 (1) 担保提供制限 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第 1 回償還を含み、本項第 3 号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。 (2) 支払制限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済ならびに当社の株主への剰余金の配当を行わない。 (3) その他の条項 本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標

に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。 (3) 担保権を設定した場合の公告 当社が本項第 1 号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。	に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。 (4) 担保権を設定した場合の公告 当社が本項第 1 号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。
14. 期限の利益喪失に関する特約 (1) 当社は、次の各場合には、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。 (中略) ③ 当社が第 13 項第 1 号の規定に違背したとき。 (中略) ⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。<u>ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合はこの限りではない。</u> (後略)	14. 期限の利益喪失に関する特約 (1) 当社は、次の各場合には、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。 (中略) ③ 当社が第 13 項第 1 号および第 2 号の規定に違背したとき。 (中略) ⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。 (後略)
(新設)	22. 社債権者に対する定期報告

	(1) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、各四半期末日から 60 日以内に、当該四半期にかかる連結財務諸表(ただし、四半期レビューを要しない。)を、当社ウェブサイトに掲示することにより公表する。</u> (2) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、各半期末日および各事業年度末日から 3 ヶ月以内に、当該半期および事業年度にかかる連結財務諸表を、当社ウェブサイトに掲示することにより公表する。</u> (3) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、前号に従い連結財務諸表を当社ウェブサイトに掲示後、実務上可能な限り速やかに、本社債の社債権者を対象とした当該決算に関する説明会を開催し、当該説明会で希望する社債権者に対して質問するための機会を設け、かかる質問に誠実に回答するものとする。かかる説明会において、当社は本社債の社債権者が電話会議システム等を利用する等遠隔地より参加できるよう最大限努力をするものとする。</u>
--	--

(2) 議案の提案理由

当社グループの顧客である液晶ディスプレイ・パネル市場の成熟化、競合他社との需要獲得競争の更なる激化、製品価格の継続的な下落の影響等による液晶ガラス市場の厳しい環境変化の下、当社は、品質の向上および新製品の開発による競争力の強化、受注状況が好調な市場への生産能力・製造体制の集中化、低収益・高コスト体質の生産拠点の閉鎖ならびにこれに伴う人員削減および関連設備の売却、各拠点レベルでの

徹底的なコストの見直しを中心とする構造改革を実施し、営業損益および財務体質の改善に徹底して取り組んで参りました。加えて、社債権者様・取引金融機関様等のご理解・ご協力を得て、また、債権を担保とした資金調達等を通じて、資金繰りの安定化にも全力を挙げて取り組んで参りました。しかしながら、当社の業績見込み、足元の資金調達余力等に鑑みると、平成 27 年 11 月 5 日に償還期日が到来する本社債残高 74 億円全額の償還を賄うだけの資金に目途が立っておりません。

当社の事業継続のためには早期に財務状況を安定化させ、継続企業の前提にかかる重要な疑義を払拭する必要があると、借入金の返済期限および社債の償還期限の延長を含む様々な対応について検討・協議して参りました。そして、これらの検討・協議を踏まえ、本社債については、その元金の償還の方法および期限を、以下のとおり変更することをご提案させていただくことといたしました。

① 平成 27 年 11 月 5 日

各本社債(金額 1 億円)につき、323 万円を償還

② 平成 28 年 7 月 31 日、平成 29 年 1 月 31 日および同年 7 月 31 日

各本社債につき、各償還期日の直前の半期における当社のフリー・キャッシュ・フロー(※1)の 70 パーセントの金額(※2)に、各償還期日の直前の期末/半期末時点における社債・借入金残高(※3)に占める各本社債の未償還元金残高の割合を乗じた金額を償還

(※1) 当社の連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの金額と投資活動によるキャッシュ・フローの金額の合計額

(※2) 各償還期日の直前の期末/半期末における当社の連結貸借対照表における現預金残高から当該金額を控除した金額が 20 億円を下回る場合は、当該現預金残高から 20 億円を控除した金額

(※3) 本社債および当社第 1 回無担保社債の未償還元金残高ならびに当社グループの以下の借入金の未返済元本残高の総額

- ・ 当社と三菱東京 UFJ 銀行その他の金融機関との間の平成 22 年 12 月 24 日付金銭消費貸借契約のトランシェ B およびトランシェ C
- ・ AVANSTRATE KOREA INC. と三菱東京 UFJ 銀行その他の金融機関との間の平成 22 年 12 月 17 日付 LOAN AGREEMENT
- ・ 当社と HOYA 株式会社との間の平成 26 年 6 月 20 日付金銭消費貸借契約

③ 平成 29 年 10 月 31 日

各本社債につき、残額の総額を償還

また、かかる償還方法および期限の変更に加えて、本社債の金利を、平成 27 年 11 月 6 日以降、年 5.55%とすることを併せてご提案させていただいております。

更に、当社の選択により本社債の一部または全部について繰上償還を行うことができる旨の条項の追加等、当社第 1 回無担保社債と平仄を合わせるための変更もご提案させていただいております。

(3) 補足事項

- ① 本社債権者集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第 86 条第 2 項の規定に基づき、本社債権者集会の日の 1 週間前(平成 27 年 9 月 24 日(木曜日))までに、本社債に係る 86 条証明書(振替法第 86 条第 3 項に基づき直近上位機関から交付を受けた同法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面)を当社にご提示いただく必要がございますので、同日までに下記の提示先にご提出ください。なお、ご提出いただいた 86 条証明書は、当社において本社債権者集会終了までの間、一時お預かりさせていただきます。86 条証明書の受領と引き換えに、当社より「預り証」を本社債の社債権者様に送付いたしますので、本社債権者集会にご出席される場合には当該預り証の原本をご提示ください。
- ② 書面による議決権行使を行う場合は、平成 27 年 10 月 1 日(木曜日)午後 5 時必着にて議決権行使書を下記の提出先にご提出ください。なお、同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取扱います。
- ③ 議決権行使書に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、賛として取扱います。
- ④ 本社債権者集会に関する参考書類および議決権行使書につきましては、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

※本社債に係る 86 条証明書の提示先および議決権行使書の提出先、ならびに本社債権者集会に関するお問合せ先

〒510-0051 三重県四日市市千歳町 2 番地
AvanStrate 株式会社 事業管理本部 総務部
電話番号 059-352-6451
Fax 059-352-6401
E-Mail bond@avanstrate.com

以 上